

指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者

出典：平成 24 年 3 月 30 日 厚生労働省告示第 227 号（令 5 告 167・改称）

相談支援専門員の資格は、下表の第一号及び第二号に掲げる要件を満たす者とする。

| 第一号 | 実務経験要件 下記のいずれかに該当するもの。 ・「イ」の期間が通算して3年以上の者 ・「ロ」「ハ」「ホ」及び「へ」の期間が通算して5年以上である者 ・「ニ」の期間が通算して10年以上である者 ・「ロ」から「へ」までの期間が通算して3年以上かつ「ト」の期間が通算して5年以上である者 ※具体的な従事日数は市町村判断となります。 徳島市の場合、3年以上は「従事した日数が540日以上」、5年以上は「従事した日数が900日以上」、10年以上は「従事した日数が1,800日以上」です。 | 第二号 | 研修要件 下記の「イ」から「ホ」までのいずれかに該当する者であって、「イ」から「ホ」までに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、5年度ごとの各年度の末日までに、「相談支援従事者現任研修」又は「主任相談支援専門研修」を修了し、修了証明書の交付を受けたもの。 ただし、「イ」から「ホ」までに規定する研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は、「イ」から「ホ」までに掲げる要件に該当する者であって、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。 ※「相談支援従事者現任研修」 相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者に対して行う研修であって、別表第一に定める内容以上のものをいう。 |
|-----|---|-----|--|
| イ | 平成18年10月1日において現に（一）又は（二）に掲げる者が、平成18年9月30日までの間に、相談支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）その他これに準ずる業務に従事した期間。 （一） 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者 （二） 精神障害者地域生活支援センターの従業者 | イ | 「相談支援従事者初任者研修」（都道府県が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であって、別表第二に定める内容以上のものをいう）を修了し、修了証明書の交付を受けた者。 |
| ロ | （一）から（四）までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に | ロ | 令和2年4月1日前に、都道府県が指定する事業者が障害 |

| | | | |
|---|--|---|---|
| | <p>従事した期間。</p> <p>(一) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>(二) 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場その他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>(三) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設及び介護医療院その他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>(四) 病院もしくは診療所の従事者、又はこれに準ずる者(社会福祉主事任用資格者、相談支援専門員の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者、トに掲げる資格を有する者並びに(一)から(三)までに掲げる従事者である期間が1年以上の者に限る)</p> | | <p>者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であって、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する告示(令和元年厚生労働省告示第113号)による改正前の指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの別表第二に定める内容以上のものを修了し、修了証明書の交付を受けた者。</p> |
| ハ | <p>(一)から(三)に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等※1が、介護等の業務(身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務)に従事した期間。</p> <p>(一) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>(二) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>(三)</p> | ハ | <p>平成24年4月1日前に、都道府県が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であって、指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止する件による廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第549号。以下「旧告示」という。)の別表第二に定める内容以上のものを修了し、修了証明書の交付を受けた者。</p> |

| | | | |
|---|---|-----|--|
| | 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者 | | |
| 二 | ハの（一）から（三）に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等※1でない者が、介護等の業務に従事した期間。 | 二 | 平成18年10月1日前に、厚生労働大臣又は都道府県知事が行った相談支援の業務に関する研修（旧告示の別表第二に定める内容以上のものに限る。）を修了し、修了証明書の交付を受けた者。 |
| ホ | 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間。 | ホ | 平成18年10月1日前に、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の市長が行った相談支援の業務に関する研修（旧告示の別表第二に定める科目（障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除く。）に関する同表に定める内容以上の研修に限る。）を修了し、かつ平成24年4月1日前に当該科目の講義のみを行う研修を修了し、修了証明書の交付を受けた者。 |
| へ | 特別支援学校その他これらに準ずる機関において、障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間。 | 第三号 | 令和2年4月1日前に主任相談支援専門員研修を修了し、修了証明書の交付を受けた者については、当該研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は現任研修等修了者とみなす。 |
| ト | 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間。 | 第四号 | 令和2年4月1日前5年間に於いて相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了し、修了証明書の交付を受けた者は、同日からこれらの研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間に初めて相談支援従事者現任研修を受講する場合において、相談支援従事者現任研修受講対象者に該当しない場合であっても、相談支援従事者現任研修受講対象者とみなす。 |

※ 「社会福祉主事任用資格者等」については別紙参照

● 別表第一

| 区分 | 科目 | 時間数 |
|--------|------------------------------|-----|
| 講義 | 障害福祉の動向に関する講義 | 1.5 |
| | 相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義 | 3 |
| | 人材育成の手法に関する講義 | 1.5 |
| 講義及び演習 | 相談支援に関する講義及び演習 | 18 |
| 合計 | | 24 |

● 別表第二

| 区分 | 科目 | 時間数 |
|--------|--|------|
| 講義 | 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義 | 5 |
| | 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義 | 3 |
| | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義 | 3 |
| 講義及び演習 | ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習 | 31.5 |
| 実習 | 相談支援の基礎技術に関する実習 | |
| 合計 | | 42.5 |